**平成２１年（フ）第１７６号**
福島県耶麻郡北塩原村大字北山字松陽台１番地４、前住所福島県耶麻郡北塩原村大字北山字新井舘3847番地
債務者　吉川　仁美
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２１年（フ）第１７７号**
福島県喜多方市山都町相川字鶴巻田甲975番地の１
債務者　高橋ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２１年（フ）第３７９号**
群馬県富岡市七日市1643番地４　勅使河原アパート７号
債務者　新居美智子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２１年（フ）第３９０号**
群馬県高崎市吉井町池1454番地１　ロイヤルキューブ吉井壱号館Ｃ棟
債務者　清水　光夫
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２１年（フ）第３９１号**
群馬県高崎市吉井町池1454番地１　ロイヤルキューブ吉井壱号館Ｃ棟
債務者　清水　美和
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２１年（フ）第２２１号**
神奈川県愛甲郡愛川町中津2653番地の９
債務者　上地　和恵
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第６０２号**
神奈川県伊勢原市東大竹２丁目８番地の11　ラークパレス103号
債務者　菊川　　満
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第６３６号**
神奈川県小田原市中曽根40―２　山口コーポ１号、住民票上の住所神奈川県小田原市中曽根100番地の１
債務者　清水優美子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第６４６号**
神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下344番地　ライフ21ビル501号室、住民票上の住所神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下184番地　曽我方
債務者　椎野　秋子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第４３９号**
新潟県新潟市東区中山８丁目１番32号11
債務者　原田　和也
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第７９号**
新潟県燕市南３丁目４番14号
債務者　澁木　忠一
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２１年（フ）第８０号**
新潟県燕市南３丁目４番14号
債務者　澁木　眞也
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

**平成２１年（フ）第４７６号**
静岡県沼津市西椎路892番地の２　サダージュ203
債務者　比嘉　悠介
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２１年（フ）第１６１０号**
名古屋市中区千代田５丁目18番24号　松ケ枝住宅501号
債務者　柴﨑　光正
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２２６０号**
愛知県瀬戸市西山町２丁目62番地　西山住宅２―307
債務者　可児　　優
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２５１４号**
名古屋市西区上堀越町１丁目28番地　メゾンパトラージュ４Ｆ号
債務者　嶋口　美種
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２５２０号**
名古屋市北区福徳町３丁目18番地　市営福徳荘５棟517号
債務者　安部　浩一
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部